

**父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁
等連絡会議幹事会（第3回会議）議事概要**

- 第1 日 時 令和7年4月22日（火）午前10時
第2 場 所 ウェブ会議の方法による開催
第3 議 事 （次のとおり）

○法務省民事局

関係府省庁等連絡会議幹事会の第3回会議を開催させていただきます。

本年1月21日に開催いたしました幹事会の第2回会議に引き続きまして、本日も関係府省庁等の皆様との密接な連携・協力を確保するために意見交換をお願いしたいと考えております。

本日の会議でも法務省民事局が司会進行させていただきます。

本日の議題は、お配りしている議事次第に記載しておるとおりでございます。相互に関連するため、1及び2について併せて協議させていただくこととし、まずは全体についてご説明いたします。

その前に、まず、施行までのスケジュールについてでございます。

施行までのスケジュールについて法務省の検討状況を報告させていただきます。

法定養育費及び先取特権の金額に関して、養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会を行っております。3月28日の会議においておおむね論点に関する1巡目の検討が完了したところでございます。早ければ次回会議後にパブリックコメント手続を実施することができるよう現在議論の整理等を行っているところになります。

また、改正法の施行にあたっては、各府省庁の政令の整備については多くないとの認識でございまして、したがって現時点では整備政令の取りまとめは予定してございません。民法ですので、民法の整備政令自体がございませんので特に整備政令の取りまとめ自体を予定してございませんが、仮に必要な場合、その御対応をご検討いただければ幸いです。

さらに、前回会議後ですが各種の説明会等を行っております。DV被害者支援のための研修教材の作成に協力させていただいたほか、全国母子父子自立支援員の研修会であるとか、全国母子寡婦指導者研修会、養育費相談センターの全国研修会等への講師派遣の方を行っております。また、各種士業者団体に対

しても講演等を行っておるところでございます。この辺りは引き続き鋭意進めていきたいと思っております。

最後に、法務省の調査研究に関する資料についてご説明いたします。法務省では円滑な改正法の実施に向けて、令和6年度に父母が離婚時に子について定める養育計画について、合意書面のモデルや作成のための手引きの在り方を検討する調査研究を行っております。また、養育費の先取特権制度が導入されることを前提に、同時に養育費の合意書に特化した調査研究も行っております。これらの詳細につきましては近日ウェブ上で公開いたしますので、そちらをご覧くださいと思います。これらの調査研究では一定のモデルが示されましたが、課題が残されているとの指摘もあることから、本年度も引き続き調査研究を行う予定でございます。

昨年度の両調査研究において、適切な養育計画の作成や養育費に関する合意をするためには自治体等における支援が不可欠であるとの指摘があったことも踏まえ、本年度の調査研究では合意書や手引きを利用した支援の在り方についても検討したいと思っております。このような支援は国レベルにおいて我々関係府省庁等が連携しているように、支援の現場においても自治体の様々な部署等が連携していく必要があると考えておりまして、この調査研究の実施にあたってはぜひ関係府省庁等の皆様のお知恵をお借りするとともに、必要な御協力をお願いできればと思っております。本日は頭出しとさせていただいて、具体的なことは改めて個別にお願いをさせていただく予定としております。

続きまして議題1、Q&A形式の解説資料についての意見交換についてです。

議題1のQ&A形式の解説資料については、第2回会議後も法務省を含めた各府省庁において民法の規定の内容自体に関する質問、民法等改正法が各種の行政手続や支援策に与える影響の有無、内容に関する質問について検討、意見交換を継続してきたところです。その検討の過程においては法務省を含めた各府省庁等において、それぞれ関係諸機関や支援団体等、様々な立場の方々との意見交換がされ、問いの追加であるとか回答方針についての検討がされてきたものと承知しております。

支援団体との意見交換の関係で法務省における一例を申し上げますと、意見交換の中で一旦親権者に関する調停審判がされた場合、その後にその調停審判より前の重大な事情が判明した場合にどうなるかというお尋ねを頂いたことから、そのような観点の問いを検討対象に加える等の対応を行ったところでございます。また、法務省と日弁連でも意見交換をさせていただいた上で、日弁連の方から加えてほしいという問いを頂いておりますので、それらも今回の中で加えさせていただいてお示しさせていただいているところです。

解説資料につきましては、国会において法案成立後に頂いた質問も取り入れながら作成準備を進めております。国会での質問の関係で、法務省における一例を申し上げますと、災害時等の子の安否情報に関する御質問を頂いておりますので、そのような観点の問いを検討対象に加える等の対応を行っております。

改正法に関するQ&Aの解説資料につきましては、先週までに事前に頂戴した御意見について適宜反映させていただいたものを本日時点におけるたたき台として送付しております。本たたき台の公表の可否及び解説資料の公表の方法については、現在検討中ですが、その辺りも随時ご相談しながら進めていきたいと思っております。

本日の会議ではQ&A形式の解説資料に関する検討状況であるとか、検討に当たっての関係機関や関係団体との意見交換の状況等、あるいは問いの追加予定の有無について、情報共有いただければと思っております。

議題2ですが、民法等改正法の施行準備に向けた関係府省庁等のこれまでの取組や今後の取組予定についての情報共有についてです。法務省におきましては、引き続き前回会議でもご報告したパンフレット、動画での周知・広報に取り組んでおるところでございますし、先ほどもご説明いたしましたように各種講演会への講師派遣等も行っております。

また、昨年度実施いたしました離婚後の子の養育計画に関する調査研究、養育費に係る民事執行手続に関する調査研究につきまして、それぞれ昨年度末に報告書の提出を受けております。現在内容の精査中ですが、先ほど述べましたように今後報告書を公表するとともに、そこで得られた知見を生かして今年度の周知・広報等の在り方も検討したいと考えております。

さらに、令和7年度の委託事業として、先ほど述べましたように調査研究を予定しております。具体的には、共同養育計画の作成促進に関する調査研究と、子の意見の確認等に関する調査研究を実施する予定でございます。これらの調査研究の実施にあたっては、離婚を経験される当事者、あるいは離婚経験された当事者、父母の離婚を経験する子の支援を行っている方々に関する実情や、研修等の体制の調査も必要になるものと思われるところでございます。先ほどお願いしたところではございますが、これらの調査研究の概要の大枠の設計ができた時点で個別にご相談させていただくことになろうかと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

法務省の方から議題1及び2についてご説明いたしました。それでは、取組状況についてご説明いただける府省庁等がございましたら、適宜挙手いただきましてご発言いただきたいと思います。

○最高裁判所

家庭局です。取組状況ということで1点御紹介を申し上げたいと思います。

最高裁判所としましては、一般論として改正法の趣旨や内容を踏まえた適切な審議・判断を行う上では、DV等に関する専門性の向上が重要であると認識しているところでございます。こういった専門性の向上を図るため、本会議の枠組みを通じて、厚生労働省から御提案いただいたところを始め、関係機関の皆様からの情報提供等、そういった御協力も得ながら裁判官等を始めとする関係職種に対する研修等の一層の充実を含めて、現在必要な取組を続けておるところでございまして、今後もそういった御協力を得ながら取組を続けていきたいと考えているところです。最高裁からの御報告としては以上ということになります。

○法務省民事局

続きまして、厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省

社会・援護局女性支援室でございます。私からも1点、現状の取組状況に関して御報告をさせていただきます。前回の1月の幹事会の際に改正民法に関するパンフレットの周知の他に、Q&Aについても現場の声で訴えるような形で作成をしたいというふうにお話をさせていただいておりました。

今般、Q&Aの方を関係各省庁と共有をさせていただいて、DV被害者の方への影響に関して、特にDVとか虐待のおそれのある場合には、急迫の事情に該当するということで単独親権の行使が認められるといったような点、また、そういった状況も含めて女性相談支援センターの方で引き続き必要な方にはためらうことなく一時保護等の支援を行う必要があるという点等を記載しております。

加えまして、先ほど最高裁からもお話がありましたが、DV被害の状況ですとか、親権に関する取扱い等に関して、やはり現場同士での理解を深めるということが重要かというふうに思っておりますので、そのための研修等の実施につきましても、現在法務省を始め関係各省の方々にご相談させていただいているところでございます。

こういった形で今後とも関係省庁で連携をして、特にDV被害を受けた方に関して引き続き安心して必要な支援が受けただけけるようにするというところに関して準備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○法務省民事局

続きまして、外務省、お願いいたします。

○外務省

外務省です。パスポートを担当しております。

Q & Aについて、いつ出すのかということが決まったらぜひ前広に教えていただきたいと思います。

今画面に共有している内容は、Q & Aで外務省が書こうとしている内容なのですが、これをかいつまんでご紹介申し上げますと、前回までにご紹介したように、パスポートについては共同親権者の双方の同意が必要でと。ただし、普通の場合は1人の署名で双方の同意を代表しているものとみなしています。ただし、子供に旅券を発給されたくないとする親の方はあらかじめ同意書を出すことができますということで、前回にも説明したとおりです。

○法務省民事局

続きまして、厚生労働省医政局、お願いいたします。

○厚生労働省医政局

医政局総務課です。

医療分野、取り分け医療機関における本改正法の運用に当たりましては、改正法の審議の間でもございましたように関係団体含めて大変関心が高くなっている状況でございます。法務省を始め皆様方と連携させていただきながら、現在も関係団体の勉強会、取り分け役員の方々なども含めまして、この改正法の趣旨や規定の在り方についての理解を深めているところでございます。今回の会議におきましてもご提示いただきましたQ & A形式の解説等資料についても、医療分野に関しての御記載も頂戴しておりますが、こちらの記載ぶりや、改正法の施行に向けてこういった形で医療関係団体とか医療機関の皆様へ御周知を図っていくかという部分につきまして検討、連携を深めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○法務省民事局

別の関係団体の方からもご要望いただいているというふうに聞いていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、内閣府男女局、お願いいたします。

○内閣府

男女共同参画局です。議題1のQ & A形式の解説資料について簡潔に申し上げます。なお、この解説資料であります、前回の幹事会でも申し上げましたが、国会における審議等も踏まえまして、DVの被害を受けられている方や、その支援を行う方々等の不安や疑問に答えられるものとしていく必要があるといった考え方の下で作成されてきたものというふうに承知をしております。

こうした観点を踏まえまして、このQ & Aの現在のたたき台ではありますが、改正法におけるDVにはどのようなDVが含まれるかといった点でありますとか、DVから避難するために子供と共に転居する場合における父母の相互の

人格尊重・協力義務との関係、すなわちDVからの避難のために子と共に転居するような正当な理由がある場合には、他方の親に無断で転居したとしても人格尊重・協力義務に違反するものではないということでありまして、更には子の利益のための急迫の事情があるときには具体的にどのような場合が含まれるかなど、DVの被害を受けている方やその支援を行う方々が不安や疑問に感じられている点を取り上げて丁寧に解説するものとしていただいたものというふうに認識をしております。

既に法務省におかれてはパンフレットでありますとか解説動画を公開されているわけでありまして、これらと併せて見たときに改正法の内容の正確な理解が一層進むものというふうに考えておりまして、このたたき台の取りまとめにご尽力いただいている皆様に感謝申し上げたいというふうに思います。

内閣府といたしましても、このQ&Aの作成と並行いたしまして、現在の内容を踏まえ、法務省さんの御協力も頂きながら、DV被害者の支援を行う方々に相談・支援に当たって押さえておく必要のある論点について更に理解を深めていただき、ためらうことなく必要な支援を行っていただけるように、引き続き研修等の機会を提供するなど取り組んでまいりたいというふうに考えております。引き続き関係省庁の皆様の御協力をお願い申し上げます。

○法務省民事局

続きまして、文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省

文部科学省といたしましても、この共同親権に係る対応、特に子供をめぐるところで、学校がそうしたメインの場になってくることも想定されますので、我々も大変重視しております。

今後の展開について法務省からもお話がありましたが、このQ&Aを詰める作業といいましょうか、Q&Aの内容がとても重要になるものと思っておりますので、引き続き協議の方を続けさせていただきたいと思っております。

一方、当省の関連で申し上げれば、今国会で重要広範法案の一つとして、教師をめぐる大変厳しい勤務状況を改善するための学校における働き方改革の関連法案が正に今審議されています。

そうした中であって繰り返しになりますが、やはりこの共同親権を円滑に学校において適用・運用していくためにも、学校というものは、その親権者の状態というのを一義的に知り得る立場にございませぬので、親権者双方の協議の内容が確実に学校に周知されたり、また、仮にそれが食い違っているような場合、学校としてどのように相談してどのように確認すればよいかというようなところについても、正に法が適切に運用されるためにも、同時に、先ほど申し上げた学校における働き方改革の観点も含めて、円滑に学校で子供た

ちの利益、そして親権者の皆様の利益につながっていくためにも、引き続きこの相談窓口の在り方も含めまして、今Q&Aでペンディングになっている部分について、協議を深めさせていただきたいと思いますので、何とぞ引き続き連携のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○法務省民事局

こども家庭庁、お願いいたします。

○こども家庭庁

こども家庭庁からは状況報告で共有させていただきます。Q&A形式の解説資料については、こども家庭庁も法案審議ですとか、議連とか勉強会で出た質問や意見をなるべくもれなく入れるという形で改めてチェックをしていきたいと思います。

もう一つは、こども家庭庁としての準備なのですが、前回の1月の幹事会でひとり親家庭支援の政策の一つとして周知・広報するというお話をさせていただきました。これについては、今そういった周知・広報の事業の手続を進めておりまして、今月末ぐらいに委託業者を決定して、早ければ秋にそういったひとり親家庭支援の周知として共同親権や法定養育費制度の考え方についてリーフレットやWebページにおいて公開できるようにということで準備を進めております。この秋をめどに私たちは準備しておりますが、全体のスケジュールも見ながら進めていきたいと思っております。

私たちはひとり親家庭支援ということでの周知・広報なのですが、中に盛り込む内容としては法務省をはじめ関係府省庁に御協力をお願いすることもあると思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。ありがとうございました。

○法務省民事局

こども家庭庁の予定されておられる周知・広報にも、法務省の今回の改正法を入れていただけるということで、法務省としてもしっかりとご協力させていただきたいと思っています。

施行に向けて冷静な議論をしていただけるように、引き続き準備をしていきたいと思っております。引き続き御協力よろしくお願いします。

途中で申し上げましたように、Q&A形式の解説資料のこのたたき台の公表の在り方、進め方等についても、まず我々の方で検討させていただいてご相談させていただければというふうに思っております。

それでは、本日は円滑な議事進行での御協力、どうもありがとうございます。本日はこれまでにさせていただければと思います。